

第7条 出場者は、次の各号に掲げる内容を満たしていなければならない。 (1) 日本選手の出場資格 ①当該大会開催年度の本連盟会員登録を行い、会員登録料の決済を完了している者。 ②当該大会開催年度の4月1日時点で満18才以上の者。 ③大会申込時までに、SAJ スノーボードバッジテスト1級以上を有している者。 ④加盟団体が主催する選考会を通過し、加盟団体長の推薦を得た者。 ⑤各保険会社のスノーボード傷害保険に加入している者。 (2) 日本国籍を有する方以外の出場資格 必要に応じ別途大会要項で定める。 (3) オープン参加資格 ①当該大会開催年度の4月1日現在で満18才以上の者。 ②大会申込時までに、SAJ スノーボードバッジテスト1級以上と同等の技術を有する者。 ③本連盟教育本部長が認めた者。 ④各保険会社のスノーボード傷害保険に加入している者。 (出場者数) 第8条 <u>全日本スノーボード技術選手権大会</u>の予選に出場できる選手数は、ブロック及び加盟団体別に、別に定める当該年度の出場枠数とする。 2 出場する選手数が加盟団体別に定めた出場枠数に満たない場合、残りの枠数を所属ブロック枠数に追加することができる。 3 技術選の予選種目の合計得点により、別に定められた順位の者が決勝の出場権を得る。 (成績順位の決定) 第9条 総合成績及び各種目成績は、競技規則に定める採点方法により決定する。 (<u>その他準用規定</u>) 第10条 <u>全日本スキー選手権大会開催規程第9条、第13条、第14条及び第15条を準用する。</u> (規程の改廃) 第1<u>1</u>条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。 令和2年7月8日制定 令和3年12月21日改正 令和4年9月26日改正	第7条 <u>技術選</u>の出場者は、次の各号に掲げる内容を満たしていなければならない。<u>また、出場資格は開催要項に明示しなければならない。</u> (1) 日本選手の出場資格 ①当該大会開催年度の本連盟会員登録を行い、会員登録料の決済を完了している者 ②当該大会開催年度の4月1日時点で満18才以上の者。<u>ただし、各選考会に出場して予選通過し、加盟団体長が認めたものについては、この限りではない</u> ③大会申込時までに、SAJ スノーボード級別テスト1級以上を有している者 ④<u>代表選手選出方法は選考会の開催要項に明示し、その選出方法により加盟団体長から推薦を得た者</u> ⑤各保険会社のスノーボード傷害保険に加入している者 <u>⑥ただし、前号②～④の条件を満たしていない者であっても、選手の実績、資質、貢献度などにより選考委員会が判断し、各加盟団体の責任のもと加盟団体長が認めたものは、出場資格を有する。この場合、選考会の開催要項に選考内容が明示してあること、その理由を大会参加申込みまでに本連盟に報告すること及び選考理由についての説明責任をもつこと</u> (2) 日本国籍を有する者以外の出場資格 必要に応じ別途大会要項で定める (3) オープン参加資格 ①当該大会開催年度の4月1日現在で満18才以上の者 ②大会申込時までに、SAJ スノーボード級別テスト1級以上と同等の技術を有する者 ③本連盟教育本部長が認めた者 ④各保険会社のスノーボード傷害保険に加入している者 (出場者数) 第8条 <u>技術選</u>の予選に出場できる選手数は、ブロック及び加盟団体別に、別に定める当該年度の出場枠数とする。 2 出場する選手数が加盟団体別に定めた出場枠数に満たない場合、残りの枠数を所属ブロック枠数に追加することができる。 3 技術選の予選種目の合計得点により、別に定められた順位の者が決勝の出場権を得る。 (成績順位の決定) 第9条 総合成績及び各種目成績は、競技規則に定める採点方法により決定する。 (<u>報告</u>) 第10条 <u>技術選の実行委員会は、当該大会の進行状況について本連盟が求めた場合は適宜報告しなければならない。</u> (<u>表彰</u>) 第11条 <u>技術選の総合得点により、各部門別に表彰する(同点同順位)。</u> <u>(1)フリースタイル部門：男子10位、女子8位</u> <u>(2)アルペンスタイル部門：男子6位、女子3位</u> (規程の改廃) 第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。 令和2年7月8日制定 令和3年12月21日改正 令和4年9月26日改正 <u>令和5年12月20日改正</u>	スキーに合わせる 文言の修正 代表選考推薦決定権は加盟団体にあり選考を明確化ため。選考会議まで含め「選考会」と呼ぶ。 スキーに合わせる 文言の修正 文言の修正 全日本スキー選手権大会第9条の内容を規定する 表彰規定の確定、条件追加。
--	---	--